

子育て世帯臨時特例給付金の概要

1 目的

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、実施するものです。

児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整を行った上で支給します。

2 給付対象者

平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人（保護者）が対象者です。

3 給付額

対象児童1人につき10,000円を支給します。

4 給付申請期限（予定）

給付申請受付開始日から3か月～6か月（平成26年4月以降開始予定）

6月に課税世帯が確定した後、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者を除いた児童手当受給者から申請を受付し、順次支給します。

5 関係リスト・データ

○H26.1月分 児童手当（特例給付を含む）受給者リスト（亀岡市職員分）

○H26.1.1 現在 生活保護受給者データリスト

被生活保護（支援）者名簿（氏名、生年月日、性別、住所）

H26.3.31までの保護廃止、停止者名簿（同上）

○臨時福祉給付金受給者データリスト

6 併給調整

臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者を除いて支給します。